

第111回
定時株主総会

招 集
ご 通 知



スバル興業株式会社

・議決権行使につきましては、書面（郵送）
またはインターネット等による事前行使も
ご利用いただけます。

・株主総会にご出席される株主様へのお土産
はご用意しておりません。何卒ご理解くだ
さいますようお願い申し上げます。

| 開催日時 _____

2025年4月25日(金曜日)午前10時

(開場は午前9時10分を予定しております。)

| 開催場所 _____

東京都港区新橋一丁目2番6号

第一ホテル東京 5階

「ラ・ローズII」

| 議 案 _____

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任
の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

| 目 次 _____

株主総会招集ご通知..... 1

株主総会参考書類..... 5

事業報告..... 18

連結計算書類..... 33

監査報告..... 35

(証券コード 9632)

2025年4月4日

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目5番2号
スバル興業株式会社
取締役社長 永 田 泉 治

第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第111回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://subaru-kougyou.jp/ir/stock.html>



東証ウェブサイト

(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「スバル興業」または「コード」に当社証券コード「9632」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、3頁「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年4月24日（木曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年4月25日(金曜日) 午前10時
(開場は午前9時10分を予定しております。)
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 5階「ラ・ローズⅡ」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第111期(2024年2月1日から2025年1月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第111期(2024年2月1日から2025年1月31日まで)計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ④ 計算書類に係る会計監査人の監査報告書なお、監査等委員会及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2025年4月25日(金曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時10分)

場所 第一ホテル東京 5階 「ラ・ローズⅡ」

書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年4月24日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

※書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコンやスマートフォン等から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2025年4月24日(木曜日) 午後5時30分入力完了分まで

※書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

※インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりにいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、財務体質の強化に努め、将来の資金需要に備えた内部留保を勘案しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としておりますが、業績動向を踏まえた株主の皆様への適切な利益還元も経営の重要な課題と認識しております。

当期の期末配当につきましては、業績が堅調に推移したことを勘案し、株主の皆様のご支援にお応えするため、1株当たり40円にいたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株当たり40円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株当たり80円となります。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金40円
配当総額 515,814,080円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年4月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定しており、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	地位	当社における担当および重要な兼職の状況	候補者属性
1	小林 憲治	男性	代表取締役会長		再任
2	永田 泉治	男性	代表取締役社長 社長執行役員		再任
3	今沢 宏之	男性	取締役 専務執行役員	道路関連事業本部長 兼 同本部管理部長 兼 同本部技術部長	再任
4	上野 俊明	男性	取締役 執行役員	管理本部長	再任
5	太古 伸幸	男性	取締役	東宝(株) 取締役 副社長執行役員	再任
6	宮家 邦彦	男性	取締役		再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

※指名・報酬委員会について

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレートガバナンスの充実を図ることを目的とし、2022年2月24日付で指名・報酬委員会を設置いたしました。

当委員会では、取締役の選任・解任、代表取締役等の選定・解職、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬、その他経営上の重要事項等について審議し、取締役会に報告いたします。

なお、当委員会は代表取締役社長および社外取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役から選定いたします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再 任</div> 小林 憲治 (1955年1月17日生) 男性	1977年4月 当社入社 1998年4月 当社取締役 2002年9月 当社道路(現:道路関連)事業本部長 2003年4月 当社常務取締役 2004年4月 当社代表取締役社長 2004年4月 当社管理本部長 2008年2月 当社道路関連事業本部長 2010年4月 当社レジャー事業本部長兼不動産経営担当 2018年4月 当社代表取締役会長(現任)	22,656株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>小林憲治氏は、当社の各事業部門の責任者として豊富な経験と実績を積み、2004年から代表取締役社長、2018年から代表取締役会長として当社グループの経営全般を担っております。同氏の経歴と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再 任</div> 永田 泉治 (1960年2月20日生) 男性	1983年4月 当社入社 2012年4月 当社取締役 2012年4月 当社関西支社技術部長 2014年6月 当社道路関連事業本部長兼同本部管理部長 2016年4月 当社常務取締役 2018年4月 当社代表取締役社長 2022年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任)	19,297株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>永田泉治氏は、長年にわたり当社グループの主力事業である道路関連事業に携わり、代表取締役社長就任以来、当社グループの経営全般において強いリーダーシップを発揮しております。同氏のその豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> いま ぎわ ひろ ゆき 今 沢 宏 之 (1962年7月31日生) 男性	1985年4月 当社入社 2010年4月 当社関西支社名古屋支店長 2012年4月 当社取締役 2014年4月 当社関西支社技術部長 2018年4月 当社道路関連事業本部長(現任) 2018年4月 当社道路関連事業本部管理部長 2021年4月 当社道路関連事業本部技術部長(現任) 2021年4月 当社常務取締役 2022年4月 当社取締役 常務執行役員 2023年4月 当社取締役 専務執行役員(現任) 2023年11月 当社道路関連事業本部管理部長(現任)	9,015株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>今沢宏之氏は、長年にわたり当社グループの主力事業である道路関連事業に携わり、同事業の責任者として当社の経営を担っております。同氏のその豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> うえ の とし あき 上 野 俊 明 (1969年1月21日生) 男性	1993年4月 当社入社 2019年4月 当社取締役(2022年4月退任) 2019年4月 当社管理本部総務部長 2022年4月 当社執行役員(現任) 2022年4月 当社管理本部長(現任) 2023年4月 当社取締役(現任)	7,661株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>上野俊明氏は、長年にわたり人事、総務を中心とする管理部門の業務に携わり、豊富な経験と当社事業全般における高い知見を有しております。同氏のその豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再 任</div> <p style="text-align: center;">た こ のぶ ゆき 太 古 伸 幸 (1965年12月4日生) 男 性</p>	<p>1988年 4 月 東宝(株) 入社 2005年 4 月 同社グループ経営企画(現:グループ経営推進) 部長 2008年 5 月 同社取締役 2014年 4 月 当社取締役 (現任) 2014年 5 月 東宝(株) 常務取締役 2017年 5 月 同社専務取締役 2020年 5 月 東宝(株) 取締役副社長 2021年 5 月 同社取締役 副社長執行役員 (現任)</p> <p>【重要な兼職状況】 東宝(株) 取締役 副社長執行役員</p>	867株
5	<p><取締役候補者とした理由></p> <p>太古伸幸氏は、親会社である東宝(株)や他社の取締役を務める等、企業経営に精通すると共に、経営企画をはじめとする管理部門での豊富な業務経験と知見を有しており、当社グループの方針や経営判断について適切な意見を期待できることから当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。</p> <p>●同氏は、現在において、当社の特定関係事業者である東宝(株)の業務執行者であり、その地位および担当は上記略歴に記載のとおりであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">独立役員候補者</div> <div style="margin-bottom: 2px;">みやけくにひこ 宮家邦彦 (1953年10月12日生)</div> <div style="margin-bottom: 2px;">男性</div>	1978年4月 外務省入省 1996年7月 同省 中近東アフリカ局中近東第二課長 1998年1月 同省 中近東アフリカ局中近東第一課長 1998年8月 同省 北米局日米安全保障条約課長 2000年9月 同省 在中華人民共和国日本国大使館 公使 2004年1月 同省 在イラク日本国大使館 公使 2004年7月 同省 大臣官房参事官兼中東アフリカ局参事官兼内閣事務官 2005年8月 (株)外交政策研究所 代表取締役 (現任) 2007年4月 立命館大学客員教授 (現任) 2014年4月 当社社外取締役 (現任) 2023年10月 キヤノングローバル戦略研究所 理事・特別顧問 (現任)	0株
6	<p><社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要></p> <p>宮家邦彦氏は、外務省やシンクタンク等における要職の経験により、社会情勢やリスク管理において豊富な知見を有しており、当社の経営判断に独立した立場から適切な意見が期待できるため、当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同氏は、社外取締役候補者であります。 ●当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏の兼職先と当社の間で取引等は一切ありません。 ●当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。 ●同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって11年となります。 ●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。 		

- (注) 1. 各候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。
2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定しており、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	地位	当社における担当および重要な兼職の状況	候補者属性
1	はやかわ けんすけ 早川 健介	男性	—	内部監査室長	新任
2	のの もとみ なつ 野元 三夏	女性	取締役 監査等委員	弁護士	再任 社外 独立
3	うえむら たえこ 上村 多恵子	女性	取締役 監査等委員	(株)三ツ星 社外取締役	再任 社外 独立

新任 新任取締役候補者 **再任** 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
	<p style="text-align: center;">新 任</p> <p style="text-align: center;">はや かわ けん すけ 早 川 健 介 (1965年12月6日生) 男 性</p>	<p>1988年 4 月 当社入社</p> <p>2017年 3 月 当社管理本部経理部長</p> <p>2019年 4 月 当社内部監査室長（現任）</p>	500株
1	<p><監査等委員である取締役候補者とした理由></p> <p>早川健介氏は、長年にわたり経理・財務を中心とした管理業務に携わり、現在は内部監査室の責任者として豊富な経験と高い専門性を有しております。同氏の持つ当社の財務状況に対する深い理解と高い倫理基準は、経理業務の専門家として当社経営全般に対する十分な監査を期待できるため、監査等委員である取締役として新たに選任をお願いするものであります。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ●本議案をご承認いただいた場合、同氏は当社の常勤の監査等委員に就任いただく予定であります。 ●本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。 ●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。 		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px; text-align: center;">再 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px; text-align: center;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px; text-align: center;">独立役員候補者</div> <p style="text-align: center;">の もと み なつ 野 元 三 夏 弁護士登録名 原 澤 三 夏 (1969年7月11日生) 女 性</p>	<p>1995年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2006年6月 東京製鐵(株) 社外監査役 2014年4月 慶応義塾大学法科大学院 非常勤講師 2015年6月 東京製鐵(株) 社外取締役(監査等委員) 2016年4月 当社社外監査役 2016年7月 日本放送協会 入札契約委員会委員 2017年4月 当社社外取締役(監査等委員) (現任)</p> <p>【重要な兼職状況】 弁護士</p>	0株
2	<p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要></p> <p>野元三夏氏は、弁護士として活躍されると共に他社の社外取締役を歴任され、専門的な知識や経験に基づく独立公正な立場からの意見が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同氏は、社外取締役候補者であります。 ●当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏の兼職先と当社の間で取引等は一切ありません。 ●当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。 ●同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。 ●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。 		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">再 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">独立役員候補者</div> うえ むら た え こ 上 村 多 恵 子 (1953年7月6日生) 女 性	1974年 9 月 京南倉庫(株) 代表取締役 (現任) 1998年 4 月 学校法人甲南学園 理事 2000年 5 月 (一社)関西経済同友会 常任幹事 2004年 5 月 (公社)日本港湾協会 理事 (現任) 2005年 2 月 国土交通省 社会資本整備審議会委員 2005年 3 月 同省 交通政策審議会委員 2005年 8 月 金融庁 金融行政アドバイザー 2010年 9 月 日本高速道路保有・債務返済機構 高架下利用 審議会委員 2013年 3 月 (公財)日本道路交通情報センター 理事 (現任) 2013年10月 内閣府 民間資金等活用事業推進委員会委員(現任) 2015年 6 月 (一社)建設コンサルタント協会 理事 2019年 4 月 当社社外取締役(監査等委員) (現任) 2024年 6 月 (株)三ツ星 社外取締役 (現任) 【重要な兼職状況】 (株)三ツ星 社外取締役	2,500株
	<p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要></p> <p>上村多恵子氏は、長年企業経営に携わると共に、国や行政の諮問委員や経済団体等の役員を多数歴任されており、その高い見識と豊富な経験に基づく独立公正な立場からの意見が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ●同氏は、社外取締役候補者であります。 ●当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏の兼職先と当社の間で取引等は一切ありません。 ●当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。 ●同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。 ●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。 		

- (注) 1. 各候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。
2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定しており、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
まぶち りゅう た 馬 淵 竜 太 (1988年6月5日生) 男性	2011年3月 有限責任監査法人トーマツ入所 2014年2月 公認会計士登録 2020年1月 馬淵竜太公認会計士事務所開設 現在に至る 2020年11月 税理士登録 2020年11月 馬淵竜太税理士事務所開設 現在に至る 2024年3月 (株)マツリカシヨウ 代表取締役 (現任) 【重要な兼職状況】 公認会計士 税理士	0株

<補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要>

馬淵竜太氏は、公認会計士および税理士として、財務および会計に関する専門的な知識や経験に基づく独立公正な立場からの意見が期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- 同氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
- 同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
- 同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏が代表を務める馬淵竜太公認会計士事務所と当社との間に、経理支援業務に関する取引関係がありますが、当社が同事務所へ支払った過去3年間の年間平均報酬額は300万円未満であることから、独立性について十分に確保されていると判断しております。

- (注) 1. 同氏は、補欠の監査等委員である取締役の候補者であり、同氏からは監査等委員である取締役が任期中に退任し、法令の定める員数を欠く場合において、監査等委員である取締役に就任する旨の承諾を得ております。
2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

《ご参考》

取締役および執行役員に期待する専門性と経験（スキル・マトリックス）

・当社が取締役に期待する専門性と経験は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	属性	当社が期待する専門性と経験								指名・ 報酬 委員会
				企業 経営	道路 事業	レジャー 事業	不動産 事業	財務/ 会計	人事/ 労務	法務/ リスク管理	ESG/ SDGs	
1	小林 憲治	男性	—	●	●	●	●	●				
2	永田 泉治	男性	—	●	●					●	●	●
3	今沢 宏之	男性	—	●	●						●	
4	上野 俊明	男性	—	●					●	●	●	
5	太古 伸幸	男性	—	●								
6	宮家 邦彦	男性	(社外)	●						●		●
1※	早川 健介	男性	—					●		●	●	
2※	野元 三夏	女性	(社外)							●		● (委員長)
3※	上村多恵子	女性	(社外)	●	●						●	●

※監査等委員である取締役の候補者番号

・当社が取締役を兼務しない執行役員に期待する専門性と経験は、次のとおりであります。

地位	氏名	性別	属性	当社が期待する専門性と経験								
				企業 経営	道路 事業	レジャー 事業	不動産 事業	財務/ 会計	人事/ 労務	法務/ リスク管理	ESG/ SDGs	
常務 執行役員	竹島 美喜	男性	—			●	●		●	●	●	
執行役員	大西 政樹	男性	—		●							
執行役員	松原 正司	男性	—					●				
執行役員	佐藤 章夫	男性	—		●							
執行役員	平田 朋之	男性	—		●		●				●	

《ご参考》

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役が以下の基準のいずれかに当てはまる場合には、独立性を有しないと判断します。

1. 当社およびその子会社（以下「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者（注1）
またはその業務執行者
2. 当社グループの主要な取引先（注2）またはその業務執行者
3. 当社からの役員報酬以外に当社グループから多額の金銭その他の財産（注3）を得ている
コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体で
ある場合は、当該団体に所属する者）
4. 当社の主要株主（注4）（当該株主が法人である場合はその業務執行者）
5. 最近3年において前1.～4.のいずれかに該当する者
6. 最近10年において次の(1)～(2)のいずれかに該当していた者
 - (1) 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - (2) 当社の兄弟会社の業務執行者
7. 前1.～6. に該当する者および当社グループの業務執行者の二親等以内の親族

(注1) 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループからの年間支払額がその連結売上高の2%を超える者をいう。

(注2) 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループへの年間支払額が当社の連結売上高の2%を超える者をいう。

(注3) 「多額の金銭その他の財産」とは、定常的な報酬が過去3年間の平均で年間1,000万円を超える場合をいう。

(注4) 「主要株主」とは、直接または間接に当社総議決権の10%以上を有する者をいう。

以 上

事業報告

(2024年2月1日から
2025年1月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

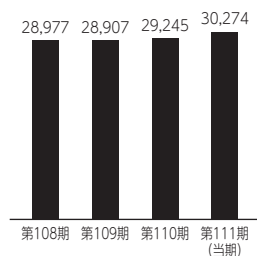
(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善し緩やかな回復基調にあるものの、海外景気の下振れや物価上昇に加え、アメリカの政策動向等、先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

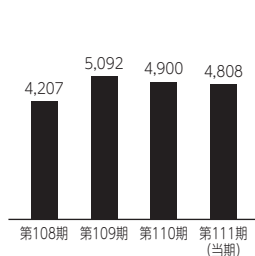
このような情勢のもと、3カ年計画『中期経営戦略2022-2025 TRY!2025』の最終年度にあたり、売上高300億円、営業利益45億円の目標達成に向け、各事業において業績の向上に努めました結果、当連結会計年度における売上高は302億7千4百万円（前期比3.5%増）、営業利益は48億8百万円（前期比1.9%減）、経常利益は48億7千2百万円（前期比1.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は32億3千8百万円（前期比1.4%減）となり、3カ年計画で掲げた目標値を上回ることができました。

業績ハイライト

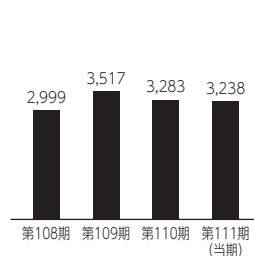
売上高 (百万円)



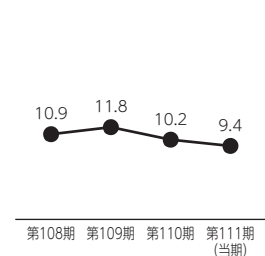
営業利益 (百万円)



親会社株主に帰属する
当期純利益 (百万円)



自己資本当期
純利益率(ROE) (%)



以下、セグメント別の概況をご報告申し上げます。

(道路関連事業)

道路建設業界においては、政府による防災・減災、国土強靱化対策の推進もあり、公共投資が底堅く推移したものの、慢性的な建設技能者不足や2024年4月から建設業界にも適用された「働き方改革関連法」への対応が喫緊の課題となる等、経営環境は引き続き予断を許さない状況が続きました。

このような状況のなか、当社グループの道路関連事業は、積算精度の向上や安全管理の徹底等、一般競争入札における総合評価落札方式への対応強化を図ると共に積極的な技術提案を行い受注拡大に努めました。道路土木工事においては、熾烈な受注競争のなか、橋梁補修工事をはじめとする各種工事の受注に努めましたが、大型の工事案件の受注が前期に比べ減少しました。年間契約を主とする道路維持管理業務においては、新規案件の獲得等が増収に寄与し、道路清掃業務においては積極的な営業活動により受注が増加したほか、自社の環境製品を活用した水質浄化工事の竣工もあり、前期に比べ増収となりました。

さらに、前期に連結子会社化した株式会社テス東北が、主力事業である太陽光発電設備の設置工事および修理・保守を推進し、業績に貢献しました。

以上の結果、道路関連事業全体の売上高は280億5千6百万円（前期比5.4%増）、セグメント利益は50億8千5百万円（前期比0.3%減）となりました。

(レジャー事業)

飲食業界においては、経済活動の正常化による人流の回復に加え、インバウンド需要の拡大もあり、外食需要は総じて堅調に推移しましたが、常態化する人手不足と共に原材料価格の高騰や光熱費の上昇等、引き続き厳しい事業環境が続きました。

このような状況のなか、当社の飲食事業は、キャッシュレス・キャンペーンやLINE、Instagramを活用した会員限定情報の配信等の施策により、新規顧客やリピーターの確保に繋げる等、売上の向上を図りました。また、メニューの見直しや人員配置の最適化によりコストの上昇を抑える等、収益の向上に努めました。

マリナー事業は、年間契約の船舶係留数が引き続き高水準で推移したほか、ビジター艇の積極的な受入れや船舶補修業務の受注強化等、売上の向上に努めましたが、『東京夢の島マリナー』の管理運営業務が2024年3月31日をもって終了したこともあり、レジャー事業全体の売上高は12億3千7百万円（前期比30.0%減）、セグメント利益は4千7百万円（前期比74.4%減）となりました。

(不動産事業)

不動産事業は、新規事業用地の取得や既存物件の賃料改定を行う等、収益の向上に努めました。

『吉祥寺スバルビル』や『新木場倉庫』等の賃貸物件が堅調に稼働したことに加え、前期に取得した大阪府吹田市の物件等が寄与したこともあり、売上高は9億8千万円（前期比13.8%増）、セグメント利益は6億3千2百万円（前期比14.9%増）となりました。

なお、2024年2月に東京都昭島市内に事業用地を、同4月に静岡県御殿場市内に事業用地および建物を取得しました。また、同11月にも千葉県千葉市内に事業用地を取得し、いずれも賃貸を開始しております。

(注) 営業利益は、各報告セグメント損益の合計額（57億6千5百万円）から全社費用（9億5千6百万円）を控除しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費（総務・経理等管理部門に係る費用）であります。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は23億2千5百万円で、その主なものは道路関連事業における作業用車両の購入、不動産事業における事業用地の取得に係るものであります。

なお、これに要した資金はすべて自己資金でまかなっております。

(3) 対処すべき課題

当社グループの主力事業である道路関連事業を取り巻く環境につきましては、高速道路のリニューアルプロジェクトや政府による防災・減災、国土強靱化対策の推進等公共投資が底堅く推移することが見込まれるものの、人材需要の高まり等による建設コストの上昇や、建設業における時間外労働の上限適用等の影響で、今後の経営環境は引き続き予断を許さない状況にあります。

このような状況のなか、当社グループは、サステナブルな社会づくりの貢献と人材の充実・新しい働き方の推進をテーマとする「中期経営計画2028」を新たに策定し、数値目標達成と企業価値の更なる向上を目指し、各事業において取り組んでまいります。

以下、セグメント別の対処すべき課題をご報告申し上げます。

(道路関連事業)

① 技術者の採用・育成

高速道路のリニューアルプロジェクトや災害発生等の緊急時には、高いオペレーション能力と迅速な対応が求められ、かつ、より効率的な施工管理を行うには、多工種にわたる施工経験を持つ技術者が必要であるため、人材採用や人材育成等の人的資本投資は最重要課題となります。当社グループは、多様な経験やスキルを有する人材を国籍・性別や新卒・中途を問わず積極的に採用し、技術継承の促進や資格取得の奨励を図ると共に、各種研修プランを充実させ、優れた技術者の育成に努めてまいります。

② 受注拡大に向けた取組

日本の道路インフラは高度経済成長期に整備されたものが多く、老朽化が進んでいます。当社グループは、長年の経験を活かして劣化した道路や橋梁の異常箇所を早期に発見し、重大事故の防止に注力いたします。また、多数の特殊車両や機械を自社保有する強みを活かし、緊急時にも迅速に対応すると共に、優れた安全管理と品質管理の徹底により顧客との信頼関係を堅持し、大規模な更新・修繕事業や関連する交通規制業務の受注に向けて積極的な営業活動を展開してまいります。

③ 環境・社会投資

環境事業においては、自社開発の汚濁水浄化製品の販売と施工協力を通じて、環境事業の拡大と収益向上に努めます。また、国内の太陽光発電所の発電効率を改善し、クリーンエネルギーの供給を通じて地球温暖化対策に貢献しながら、収益向上を図ってまいります。

さらに社会貢献活動として国や地方自治体、高速道路会社と災害協定を締結し、地震や大雪、台風、集中豪雨等災害時に安全な道路インフラを確保するため、災害防止活動・復旧活動を行ってまいります。

④ 多角的な取組

当社のノウハウを活かし、道路管理施設や公園施設等のコンセッション方式やプロポーザル方式のPFI/PPP事業等への新規参入を目指して受注体制を整備します。また、DXの活用を通じて技術力の更なる向上を図ってまいります。

(レジャー事業)

飲食事業

収益性の向上

原材料価格の動向に応じてメニューの見直しや価格改定を適宜行い、店舗運営の効率化を図ることで収益の確保に努めてまいります。また、立地やコスト条件の良い新規店舗の開店を目指してまいります。

物品販売では多様化する顧客ニーズに対応した商品提案を行い、販路拡大を目指してまいります。

マリーナ事業

船舶係留数の維持・拡大

マリーナおよび付帯施設について計画的な修繕や設備更新を行い、来場者への安心・安全な施設運営を提供します。また、有資格者の育成と確保により、サービスの更なる充実を図り、高水準を維持する船舶係留数を堅持します。さらに、船舶の修理・販売、船舶のレンタル等、様々な付帯業務の受注にも努めてまいります。

併せて、新規マリーナの運営受託を目指し、更なる拡大に取り組んでまいります。

(不動産事業)

所有物件の付加価値向上

所有物件において計画的な修繕工事や設備の更新を進め、入居テナントの満足度を向上させることで、物件の付加価値を高めてまいります。

また、立地条件や採算性を考慮し、中長期的に安定した収益を確保できる優良な新規物件の取得を目指してまいります。

セグメント別は以上となりますが、これらの成長戦略を推進していくためには、従業員エンゲージメントの向上が極めて重要と考えております。物価上昇を上回る継続的な賃上げを実施し、男女共に育児休暇を取得しやすい環境を整備する等、多様な働き方を推進してまいります。また、メンタルヘルスの支援や安全衛生管理の強化を図り、健康経営を推進し、さらに、人権に関する教育やハラスメント防止対策を強化する等、全従業員が安心して働ける職場環境を整備することで、長期的な人材確保に努めてまいります。

上記課題に加え、株主資本コストや株価を意識した経営に向け、適切な資本政策とコーポレート・ガバナンスの充実を図り、M&A等の投資可能性を追求しながら、安定的かつ多角経営の利点を活かした収益性の高い事業ポートフォリオを構築し、事業を推進してまいります。また、脱炭素社会に向けた取組、地域社会への貢献、DX化の推進による業務の効率化等をとおして、企業価値の向上とサステナブルな社会の実現に向けて、適切に対応してまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第108期 (2022年1月期)	第109期 (2023年1月期)	第110期 (2024年1月期)	第111期 (2025年1月期)
売上高	28,977 ^{百万円}	28,907 ^{百万円}	29,245 ^{百万円}	30,274 ^{百万円}
営業利益	4,207	5,092	4,900	4,808
経常利益	4,451	5,206	4,947	4,872
親会社株主に帰属する当期純利益	2,999	3,517	3,283	3,238
1株当たり当期純利益	233.33 ^円	273.34 ^円	254.95 ^円	251.23 ^円
総資産	34,113 ^{百万円}	36,246 ^{百万円}	38,708 ^{百万円}	40,822 ^{百万円}
純資産	28,693	31,235	33,564	35,623

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第109期の期首から適用しており、第109期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 当社は、2024年2月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第108期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況 (2025年1月31日現在)

① 親会社の状況

1. 親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
東宝株式会社	10,355	54.22 (1.12)	映画の製作・配給および興行、演劇の製作および興行、不動産の賃貸他

(注) 当社に対する議決権比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しており、() 内は間接所有分内数であります。

2. 親会社等との間の取引に関する事項

記載すべき重要な事項はありません。

3. 親会社との間の重要な財務および事業の方針に関する契約等に関する事項

親会社と当社との間には、事業活動を行ううえでの承認事項等、当社の重要な財務および事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社の責任のもとで業務執行を図っており、親会社からの自主独立性は確保されていると認識しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ハイウェイ開発株式会社	100	100.00	道路維持管理業務、道路清掃業務、有料道路等の売店運営業務
株式会社東京ハイウェイ	86	100.00	道路維持管理業務、道路清掃業務、有料道路等の売店運営業務
株式会社アイ・エス・エス	10	100.00	橋梁・構造物等の設計業務

(注) 当連結会計年度末日における連結子会社数は、上記会社を含め12社となっております。

(6) 主要な事業内容 (2025年1月31日現在)

事業区分	主要な事業
道路関連事業	道路維持管理業務、道路土木工事、道路清掃業務、橋梁・構造物等の設計業務、有料道路等の売店運営業務、太陽光発電事業
レジャー事業	飲食・物販等の事業、マリーナの運営事業
不動産事業	不動産賃貸業

(7) 主要な事業所および施設 (2025年1月31日現在)

① 当社

名称	事業所数	所在地
本社	1	東京都
関西支社	1	大阪府
東北支店	1	宮城県
名古屋支店	1	愛知県
道路事業所	13	東京都6カ所、青森県、宮城県、秋田県、愛知県、大阪府、兵庫県2カ所
太陽光発電所	4	宮城県、兵庫県3カ所
飲食店・喫茶店	5	東京都4カ所、埼玉県
物品販売事業所	1	神奈川県
マリーナ	2	千葉県、神奈川県
賃貸ビル・倉庫・土地	18	東京都5カ所、千葉県3カ所、神奈川県2カ所、静岡県2カ所、大阪府2カ所、兵庫県2カ所、岡山県、広島県
駐車場	2	岩手県、千葉県
合計	49	

② 子会社

名称	所在地
ハイウェイ開発株式会社	本社（東京都）、支店（大阪府）、事業所6カ所（東京都他）
株式会社東京ハイウェイ	本社（東京都）、事業所8カ所（静岡県他）
株式会社アイ・エス・エス	本社（東京都）、支社2カ所（広島県他）、支店3カ所（愛知県他）、事業所3カ所（宮城県他）

(8) 従業員の状況 (2025年1月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数
道路関連事業	631名 (295名)
レジャー事業	38名 (188名)
不動産事業	8名 (5名)
全社(共通)	28名 (1名)
合計	705名 (489名)
前連結会計年度末比増減	+20名 (+43名)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数には、嘱託109名を含みます。
3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均人員であります。
4. 「全社(共通)」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
221名 (54名)	△12名 (△3名)	44.0才	14.1年

- (注) 1. 従業員数は、嘱託42名、受入出向者65名を含みます。
※平均年齢、平均勤続年数には嘱託、受入出向、外部出向の者は含みません。
2. 従業員数には、外部出向者36名を含みません。
3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均人員であります。

(9) 主要な借入先 (2025年1月31日現在)

該当する事項はありません。

II. 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項（2025年1月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 13,310,000株 |
| ③ 株主数 | 6,909名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
東 宝 株 式 会 社	6,806 ^{千株}	52.78 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	807	6.25
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	420	3.25
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	408	3.17
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	181	1.41
S I N F O N I E T T A M A S T E R F U N D D I R E C T O R S H U N I C H I S H I O Z A W A	150	1.16
ROYAL BANK OF CANADA (CHANNEL ISLANDS) LIMITED - REGISTERED CUSTODY	140	1.08
DANSKE BANK A/S FINNISH CLIENTS	104	0.81
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	91	0.70
東宝ファシリティーズ株式会社	84	0.65

- (注) 1. 当社は、自己株式414,648株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）	7,376 ^株	5 ^名

- (注) 1. 当社は、2021年4月28日開催の第107回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2024年4月25日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年5月24日付で取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）5名、執行役員5名に対して自己株式10,452株の処分を行っております。

2. 譲渡制限付株式は、当社の取締役または執行役員のいずれの地位も退任する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものと決議しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2025年1月31日現在）

地 位	氏 名	性 別	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	小 林 憲 治	男 性	
代表取締役社長 社長執行役員	永 田 泉 治	男 性	
取 締 役 専務執行役員	今 沢 宏 之	男 性	道路関連事業本部長 兼 同本部管理部長 兼 同本部技術部長
取 締 役 執 行 役 員	上 野 俊 明	男 性	管理本部長 兼 同本部総務部長
取 締 役	太 古 伸 幸	男 性	東宝株式会社 取締役 副社長執行役員
取 締 役	宮 家 邦 彦	男 性	
取 締 役 (常勤監査等委員)	遠 藤 信 英	男 性	監査等委員会委員長
取締役(監査等委員)	野 元 三 夏	女 性	弁護士
取締役(監査等委員)	上 村 多 恵 子	女 性	株式会社三ツ星 社外取締役

- (注) 1. 取締役宮家邦彦氏ならびに取締役(常勤監査等委員)遠藤信英氏、取締役(監査等委員)野元三夏氏および上村多恵子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役宮家邦彦氏ならびに取締役(監査等委員)野元三夏氏および上村多恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(常勤監査等委員)遠藤信英氏は、他社の取締役経理担当兼経理部長の経歴があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、遠藤信英氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当事業年度中の重要な兼職の異動について
取締役太古伸幸氏は、2024年4月23日をもってオーエス株式会社の社外取締役を退任いたしました。
取締役(監査等委員)上村多恵子氏は、2024年6月25日をもって株式会社三ツ星の社外取締役に就任いたしました。

6. 当社は、2022年4月より執行役員制度を導入しており、2025年1月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	性 別	担 当
常務執行役員	竹 島 美 喜	男 性	レジャー事業本部長 兼 同本部マリーナ事業部長 兼 不動産経営担当
執行役員	大 西 政 樹	男 性	関西支社長 兼 同支社総務部長 兼 同支社管理部長
執行役員	松 原 正 司	男 性	管理本部経理部長
執行役員	佐 藤 章 夫	男 性	道路関連事業本部 東北支店長
執行役員	平 田 朋 之	男 性	経営戦略部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないための措置として、故意によって生じた被保険者自身の損害等については、填補の対象外としております。

④ 取締役の報酬等

1. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年2月24日開催の取締役会の決議により、代表取締役社長および社外取締役で構成する指名・報酬委員会(構成員の過半数を独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役から選定する)を設置し、取締役の個人別の報酬等の内容は、当該委員会で審議を行った後、監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会で決定するものとしたしました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮したうえで決定し、持続的な企業価値および株主価値の向上に向け、インセンティブが十分に機能するような報酬体系とすることを基本方針とする。

具体的には、社内取締役の報酬は、基本報酬、業績連動賞与および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役および監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

イ. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、定期同額の月例金銭報酬とし、当社および当社グループの業績、当該取締役の役位、職務の内容および実績、世間水準ならびに従業員給与とのバランスを総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益および中期経営戦略の数値目標の達成度合に応じた賞与とし、企業価値向上につながる利益水準を下回る場合は支給しないものとする。各取締役の報酬額については、代表取締役の提案に基づき、指名・報酬委員会の審議および決議の内容ならびに監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会で審議のうえ、決定する。各取締役への支給は、当該事業年度終了後の一定の時期に金銭により行うものとする。

なお、社外取締役および監査等委員である取締役は対象外とする。

エ. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は株式報酬とし、インセンティブが十分に機能することにより、持続的な企業価値および株主価値が向上することを目的とする。交付株式は一定期間、譲渡を制限する譲渡制限付株式とし、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、当該取締役の役位、職務の内容および実績、株価等を踏まえて決定する。

なお、社外取締役および監査等委員である取締役は対象外とする。

オ. 報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬である役員賞与、株式報酬と業績連動報酬以外の報酬である基本報酬の支給割合については、持続的な企業価値および株主価値の向上に向け、インセンティブが十分に機能するよう、最も適切な支給割合で決定するものとする。

カ. 個人別の報酬等の内容に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬額については、代表取締役の提案に基づき、指名・報酬委員会の審議および決議の内容ならびに監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会で審議のうえ、決定する。

また、監査等委員である取締役の個別の報酬額については、監査等委員である取締役の協議により決定する。

2. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動賞与	譲渡制限付 株式報酬	
	百万円	百万円	百万円	百万円	名
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	200	154	25	20	6
（うち社外取締役）	（ 5 ）	（ 5 ）	（ - ）	（ - ）	（ 1 ）
監査等委員である取締役	31	31	-	-	3
（うち社外取締役）	（ 31 ）	（ 31 ）	（ - ）	（ - ）	（ 3 ）
合 計	231	185	25	20	9
（うち社外役員）	（ 36 ）	（ 36 ）	（ - ）	（ - ）	（ 4 ）

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。
2. 業績連動賞与は、事業年度ごとの業績向上や中期経営戦略の目標達成に向けて、健全なインセンティブが機能する報酬になるよう、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益および「中期経営戦略2022-2025 TRY!2025」で掲げた数値目標（売上高300億円、営業利益45億円）を指標とし、その達成度合いに応じて、月額基本報酬を基礎として報酬額を算出しております。なお、当事業年度における売上高は302億7千4百万円、営業利益は48億8百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、32億3千8百万円であり、中期経営戦略で掲げた営業利益の目標値を上回っております。
3. 譲渡制限付株式報酬の内容等は、「Ⅱ.（3）④1. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「Ⅱ.（1）⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2020年4月28日開催の第106回定時株主総会において、年額3億円以内（うち、社外取締役1千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、11名（うち、社外取締役は1名）です。また、上記報酬額とは別枠で、2021年4月28日開催の第107回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、社外取締役を除く取締役に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額5千万円以内、株式数の上限を年1万株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、社外取締役を除く取締役の員数は、10名です。
5. 監査等委員である取締役の報酬額は、2017年4月27日開催の第103回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。
6. 当事業年度において、社外取締役が当社の親会社または当社を除く親会社の子会社から受けた役員報酬等はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

地 位 氏 名 性 別	重要な兼職の状況	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役 宮 家 邦 彦 男 性	該当なし	当事業年度に開催された取締役会9回のうちその全てに出席し、外務省やシンクタンク等における要職の経験に基づき、必要に応じて適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員) 遠 藤 信 英 男 性	該当なし	当事業年度に開催された取締役会9回、監査等委員会10回のうちその全てに出席し、財務および会計業務の専門家として会社経営に関与された経験に基づき、常勤監査等委員として業務監査の観点から、必要に応じて適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員) 野 元 三 夏 女 性	弁護士	当事業年度に開催された取締役会9回、監査等委員会10回のうちその全てに出席し、弁護士としての専門的な知識や経験に基づき、必要に応じて適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。なお、重要な兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。
社 外 取 締 役 (監査等委員) 上 村 多 恵 子 女 性	株式会社三ツ星 社外取締役	当事業年度に開催された取締役会9回、監査等委員会10回のうちその全てに出席し、長年企業経営に携わってきた豊富な経験に基づき、必要に応じて適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨て、比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年1月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	20,525,360	流動負債	3,833,249
現金及び預金	12,147,551	支払手形及び買掛金	1,777,978
受取手形、売掛金及び契約資産	7,616,950	リース債務	3,221
棚卸資産	623,003	未払法人税等	872,591
その他	142,740	賞与引当金	158,232
貸倒引当金	△4,884	役員賞与引当金	18,350
固定資産	20,296,832	その他	1,002,875
有形固定資産	17,765,351	固定負債	1,365,887
建物及び構築物	2,312,183	リース債務	3,328
機械装置及び運搬具	1,286,218	繰延税金負債	15,240
土地	13,987,193	退職給付に係る負債	369,871
リース資産	4,461	資産除去債務	402,426
建設仮勘定	7,366	その他	575,019
その他	167,926	負債合計	5,199,136
無形固定資産	448,923	(純資産の部)	
契約関連無形資産	101,247	株主資本	35,516,826
のれん	276,768	資本金	1,331,000
その他	70,906	資本剰余金	1,339,752
投資その他の資産	2,082,558	利益剰余金	33,174,745
投資有価証券	262,455	自己株式	△328,672
繰延税金資産	236,036	非支配株主持分	106,229
差入保証金	678,134		
保険積立金	801,268	純資産合計	35,623,056
その他	104,946	負債純資産合計	40,822,192
貸倒引当金	△283		
資産合計	40,822,192		

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年2月1日から
2025年1月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売 上 高		30,274,035
売 上 原 価		23,298,988
売 上 総 利 益		6,975,047
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,166,279
営 業 利 益		4,808,767
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,909	
固 定 資 産 売 却 益	6,691	
受 取 保 険 金	26,884	
そ の 他	25,966	67,451
営 業 外 費 用		3,821
経 常 利 益		4,872,398
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	27,292	
保 険 解 約 返 戻 金	6,887	
受 取 保 険 金	20,431	54,612
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	9,411	9,411
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,917,599
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,645,589	
法 人 税 等 調 整 額	29,722	1,675,311
当 期 純 利 益		3,242,287
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,751
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,238,536

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年3月12日

スバル興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 桐 光 康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 口 泰 広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スバル興業株式会社の2024年2月1日から2025年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スバル興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年2月1日から2025年1月31日までの第111期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、インターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について、インターネット等を経由した手段も活用しながら報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月14日

スバル興業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 遠 藤 信 英 ㊟

監 査 等 委 員 野 元 三 夏 ㊟

監 査 等 委 員 上 村 多 恵 子 ㊟

(注) 監査等委員遠藤信英、野元三夏及び上村多恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 5階「ラ・ローズⅡ」 TEL(03)3501-4411

交通

A JR線／山手線、京浜東北線、東海道本線、横須賀線・総武線(快速)新橋駅	日比谷口より徒歩約2分
B 東京メトロ 銀座線、都営浅草線 新橋駅	7番出口より徒歩約2分
C 都営三田線 内幸町駅	A2出口より徒歩約3分



スバル興業株式会社

TEL (03) 3528-8245 (代)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。